

『広報あびら』に 広告を募集します

11月号から
スタート

少ない経費で大きな効果

町では、「広報あびら」への有料広告の掲載を今年から試験的に行なうことにしました。

この試みは、会社や事業所、商店などが町広報紙の空きスペースを利用して自社の宣伝活動を行なっていたくもので、広報紙は町内全戸に配布されることから少ない経費で大きな宣伝効果が得られるものと考えています。

また、町としても広報紙のスペースを活用することで、町の新たな財源が確保できることや地域経済の活性化が図られるなど、お互いに効果が得られる事業と考えています。今回は、試験的に町内の会社や事業所、商店などを対象に募集を行い、「広報あびら」11月号から広告の掲載を行なう予定です。

是非、この機会にご応募いただき、自社の宣伝活動にお役立てください。

なお、ご自分で広告原稿の作成ができない方でも応募は可能ですので、お気軽にご相談ください。

Q 広告を掲載できる事業所や会社などについて条件はありますか？

A 広告の掲載にはいくつかの要件があります。法令に違反したり、公序良俗に反する行為を行なう事業所などは対象となりません。

Q 広告掲載に当たり、その内容についての制限がありますか？

A 基本的な人権を侵害したり、虚偽の内容や事実と異なるものは掲載できません。

また社会問題についての特定の主義主張や責任の所在が不明確なもの、懸賞広告やクーポン付き広告も対象外です。詳しいことについては規則で定められています。

申込みを受けた時は、広報紙に載せることが適当かどうか庁舎内で協議して申請者に結果をお知らせします。

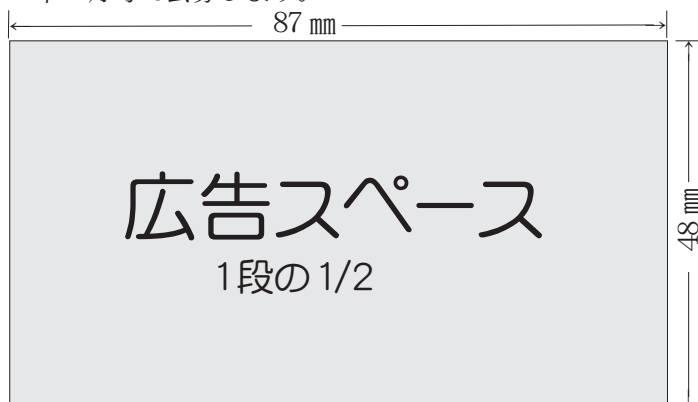
広報あびらの広告掲載に関しては、企画課広報広聴係までお問い合わせください。

☎ 2751(直通)

広告欄の大きさ、広告料等

種類	位置	規格	掲載期間	広告料	備考
広報あびら	お知らせを掲載するページ	指定ページ1段 2分の1 (縦48mm×横87mm)	月号単位	1回につき 3,000円	最大1年間
		指定ページ1段 (縦48mm×横175mm)		1回につき 6,000円	
		指定ページ2段 (縦105mm×横175mm)		1回につき 12,000円	

※ただし、平成19年度については平成20年3月号までとし、平成20年4月号からの掲載については、改めて来年2月号で公募します。



指定ページ1段の1/2の紙面は左の大きさです。掲載内容やレイアウトは申込者が行なうことになり、カットや写真を添付する場合はデータを持参してください。字体や写真などの大きさは調整することができます。

